



こどもまんが青森

資料2

「青森県こども計画」の策定方針

策定の趣旨

- ▶ 令和5年4月に施行された「こども基本法」により、都道府県は、国のこども大綱を勘案し、こども施策についての「こども計画」を定めることが努力義務とされた。
- ▶ 本県の子ども・子育て施策についての「のびのびあおもり子育てプラン」の終期は令和6年度末であることから、新たに、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「青森県こども計画」を策定する。

策定の考え方

- ▶ こども計画は、こども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして策定することができることから、下記の計画と一体的に策定し、業務の省力化を図る。

○のびのびあおもり子育てプラン （次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業支援計画、母子保健計画、社会的養育推進計画）

○青森県子ども・若者育成支援推進計画

○青森県こどもの貧困対策推進計画 （こどもの貧困対策計画、母子家庭等自立促進計画）

○青森モデル

こども大綱（R5.12.22 閣議決定）

少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を1つに束ね、今後5年程度を見据えたこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの

■ こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

■ 基本的方針

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■ こども施策に関する重要事項

【ライフステージを通した事項】

- ▶ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ▶ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ▶ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ▶ こどもの貧困対策
- ▶ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ▶ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ▶ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

【こども施策に関する重要事項】

- ▶ こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ▶ 学童期 ・ 思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・ 居場所づくり ・ いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援 ほか
- ▶ 青年期
 - ・高等教育の修学支援 ・ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・ 結婚を希望する方への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 ほか

【子育て当事者への支援に関する重要事項】

- ▶ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ▶ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ほか

計画の骨子（素案）

- ▶ こども計画と一体的に策定する「のびのびあおもり子育てプラン」「青森県子ども・若者育成支援推進計画」「青森県子どもの貧困対策推進計画」の骨子を参考にした。
- ▶ 各論については、こども大綱の「こども施策に関する重要事項」をベースに7つの分野に区分した。

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格・位置づけ
- 3 計画の構成
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象

第2章 総論

- 1 本県の子どもを取り巻く状況
- 2 計画の基本的な考え方
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本目標
 - (3) 青森県のめざす姿
 - (4) 施策体系

第3章 各論

- 1 こども・若者への切れ目のない保健施策の推進
- 2 保育サービス等の充実
- 3 こども・若者の成長に向けた支援
- 4 困難を有するこども・若者やその家族への支援
- 5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
- 6 こども・若者が安全に生活できる環境づくり
- 7 子育てを行う家庭への支援

第4章 こども・子育て「青森モデル」

第5章 計画の推進

- 1 こども・若者の社会参加・意見反映
- 2 県の推進体制
- 3 計画の進行管理
- 4 施策の目標指標一覧

- ▶ こども基本法では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先されること。」が掲げられている。
- ▶ また、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育するものその他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされている。
- ▶ 青森県こども計画にこども・若者の意見を反映させるため、下記の対応を行うこととした。
 - ① 青森県こども・若者支援推進会議の委員に「こども若しくは若者」「保護者」（各1名）を追加
 - ② 県内6地域で小学校高学年から高校生までを対象とした「こどもアイデアサミット」を開催

計画策定に向けたスケジュール（予定）

項 目	日 程	内 容
方 針	8月30日	第1回 こども・若者支援推進会議
	9月3日（庁議終了後）	第1回 こども・若者支援推進本部
素 案	9月	原稿 作成依頼（所管課等）
	10月～11月	素案 意見照会（所管課等）
		第2回 こども・若者支援推進会議
		素案 意見照会（所管課等）
	12月～1月	パブリックコメント
原 案	2月	第3回 こども・若者支援推進会議
計 画	3月上旬（庁議終了後）	第2回 こども・若者支援推進本部（計画決定）
	3月	知事決裁、公表

全体の行程（予定）

